処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第90条第６項
処 分 の 概 要：	運転免許の取消し
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第90条第２項（免許の拒否等）
処　分　基　準：	運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別添に従い処分の軽減を行う。
問　合　せ　先：	警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備　　考：	